

昭和56年度大学入学者選抜  
共通第1次学力試験

受 験 案 内

昭和56年1月10日(土)午後、11日(日)

大学入試センター

高等学校作成用

※<sup>⑨</sup>

※<sup>⑩</sup>

昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

志願票総括表

① 高等学校等コード					② 提出回数		回
1							
③ 整理番号					~		
④ 志願票枚数							枚
選択届出科目申請者数		⑤ 数学一般					人
		⑥ 基礎理科					人
		⑦ 英語 A					人
⑧ 身体障害者受験措置申請者数							人

備考

取扱責任者職氏名

印

市外局番

電話番号

( ) - ( )

卒業見込証明書

上記志願票総括表の整理番号に係る共通第1次学力試験出願者.....人は昭和56年3月本校卒業見込みの者であることを証明する。

昭和 年 月 日

学校名  
校長名

職印

※印の欄には記入しないこと。

昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

受験案内

目次

まえがき..... 2

I 出願資格..... 4

II 試験の期日及び試験時間..... 6

III 試験教科・科目等..... 6

IV 出願..... 8

    1 検定料の納付                      2 出願期間及び出願書類提出先

    3 出願書類及びその提出方法

V 志望する大学・学部等の申請..... 13

VI 試験場の指定及び受験希望県の申請..... 14

VII 出願に当たっての注意..... 14

VIII 志願票記入事項の確認..... 15

IX 受験票等の送付..... 16

X 受験票等の再発行..... 17

XI 資料の公表..... 18

XII 身体に障害のある者に対する試験実施上の取り扱い..... 18

XIII 追試験..... 21

XIV 再試験..... 22

XV 志願票作成上の注意..... 23

XVI 身体障害者受験措置申請書作成上の注意..... 30

XVII 問い合わせ先..... 32

XVIII 高等学校へのお願い..... 33

XIX コード表..... 37

    1 高等学校等コード表    2 受験希望県コード表    3 大学・学部コード表

〔注〕検定料の納付書、身体障害者受験措置申請書、受領書(高等学校用)、封筒(出願書類提出用)は折り込んである。

## まえがき

大学の入学者選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力と適性をもった者を、公正にしかも妥当な方法で行う必要があり、また、高等学校の教育を乱すようなことがあってはならないという理念に基づいて行わなければなりません。

国公立大学は、この趣旨に添い、従来の大学入学者選抜方法を改善して、昭和54年度から共通第1次学力試験を取り入れた選抜を実施しています。

すなわち、すべての国公立大学は、まず共通第1次学力試験を大学入試センターと協力して一斉に実施し、これによって入学志願者の、高等学校における一般的・基礎的な学習の達成の程度を判定します。つづいて各大学は、それぞれの大学・学部等の特性等に応じて第2次試験（第2次の学力検査、実技検査、面接、小論文等を必要に応じて実施する。）を実施します。各大学は、これらの1次と2次の試験の成績や、高等学校長から提出される調査書の内容などを総合して合否の判定を行うこととしています。

したがって国公立大学に入学を希望する者（共通第1次学力試験を課さない推薦入学の希望者は除く。）は、共通第1次学力試験を受験しなければなりません。

共通第1次学力試験に出願する者は、この受験案内に従って所定の手続きをとってください。

## 昭和56年度国公立大学入学者選抜実施日程



## I 出 願 資 格

共通第1次学力試験に出願できる者は、次のいずれかに該当し、かつ国立大学・公立大学に入学を志願する者とする。

- 1 高等学校を卒業した者、及び昭和56年3月卒業見込みの者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び昭和56年3月修了見込みの者
- 3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者、及び昭和56年3月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は次のとおりである。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者
- (3) 文部大臣の指定した者（〔注〕を参照）
- (4) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者、及び昭和56年3月31日までに合格見込みの者
- (5) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### 〔注〕文部大臣の指定した者

- (1) 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第1学年を修了した者
- (2) 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入学資格とする専門学校予科の第1学年を修了した者
- (3) 高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第1学年を修了した者
- (4) 師範学校本科（昭和18年勅令第109号施行以前のもをを除く。）又は青年師範学校の第1学年を修了した者及び師範学校予科において4年の課程を修了した者
- (5) 昭和18年勅令第109号施行以前の師範学校の本科第1部第4学年又は本科第2部第1学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第1学年を修了した者

- (6) 修業年限5年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第1学年を修了した者又は修業年限4年の高等女学校卒業程度を入学資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第2学年を修了した者
- (7) 国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限5年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第1学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入学資格とする修業年限4年の実業学校卒業程度を入学資格とする実業学校専攻科の第2学年を修了した者
- (8) 大正7年文部省令第3号第2条第2号により指定した学校の第1学年を修了した者（昭和30年3月31日までに修了した者に限る。）
- (9) 従前の規定による大学において、高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入学資格を認められた学校の第1学年を修了した者
- (10) 朝鮮教育令、台湾教育令、在閩東州及び満州帝国臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該当する者
- (11) 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- (12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）により、これらの免許状を有する者とみなされた者（旧教員免許令（明治23年勅令第134号）に基づく旧実業学校教員検定に関する規定（大正11年文部省令第4号）による実習科目に関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。）
- (13) 専門学校の別科第1学年を修了した者。但し、中等学校（旧中等学校令第19条の規定によるものを除く。）卒業程度を入学資格とする者に限る。
- (14) 東京盲学校師範部甲種音楽科第1部第1学年、同鍼按科第1学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京ろう啞学校師範部技芸科第1部第1学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者
- (15) 各都道府県において行う新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者（昭和26年3月31日までの試験に合格した者に限る。）
- (16) 運輸省設置法（昭和24年法律第157号）旧第35条に定める商船学校の席上課程3年修了者（注）国立学校設置法による商船高等学校に包括された商船学校席上課程第3学年修了者を含む。
- (17) 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び旧海軍工作部（旧海軍工廠等という。以下同じ。）に設置した工具養成所において修業年限2年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工具教習所において修業年限1年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限2年の高等科、修業年限1年の専修科若しくは補修科を修了した者
- (18) 運輸省設置法による海員学校の高等科を卒業し、同法による海技大学の通信教育部の普通科A課程を卒業した者（昭和50年4月1日以降に海技大学の当該課程に入学した者に限る。）
- (19) スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの

## II 試験の期日及び試験時間

期日	教科	試験時間
1月10日(土)	国語	12:00-13:40
	理科	14:30-16:30
1月11日(日)	社会	9:00-11:00
	数学	12:20-14:00
	外国語	14:50-16:30

## III 試験教科・科目等

1 次の全教科をすべて受験すること。

1教科でも受験しなかった場合には、共通第1次学力試験を受験したことにはならない。したがって、各国公立大学の第2次試験（共通第1次学力試験を課さない推薦入学は除く。）に出願することができない。

国語……「現代国語」と「古典I甲」をあわせて1科目解答

社会……2科目解答

数学……1科目解答

理科……2科目解答 ただし「基礎理科」を選択する場合は、1科目解答

外国語……1科目解答

2 共通第1次学力試験は、高等学校学習指導要領に準拠し、主として高等学校において、すべての生徒が履修する次の科目から出題する。

教科	試験時間	配点	出題科目	受験科目
国語	100分	200点	現代国語と 古典I甲	「現代国語」と「古典I甲」をあわせて解答
社会	120	200	倫理・社会 政治・経済 日本史 世界史 地理A 地理B	2科目を試験室で選択解答 （「地理A」及び「地理B」を2科目として選択することはできない。）

教科	試験時間	配点	出題科目	受験科目
数学	100分	200点	数学I 数学一般	1科目を解答 （「数学一般」を解答できる者は、高等学校において「数学I」の科目を履修せず、「数学一般」の科目を履修した者で、その選択をあらかじめ志願票で届け出て、受験票で認められた者に限る。大学入学資格検定合格者についても同じ。）
理科	120	200	物理I 化学I 生物I 地学I 基礎理科	「物理I」「化学I」「生物I」「地学I」の4科目から2科目を試験室で選択解答、又は「基礎理科」1科目を解答 （「基礎理科」を解答できる者は、高等学校において「物理I」「化学I」「生物I」「地学I」の科目を履修せず、「基礎理科」の科目を履修した者で、その選択をあらかじめ志願票で届け出て、受験票で認められた者に限る。大学入学資格検定合格者は「基礎理科」を選択した者に限る。）
外国語	100	200	英語B ドイツ語 フランス語 英語A	1科目を試験室で選択解答 （「英語A」を解答できる者は、高等学校において「英語B」の科目を履修せず、「英語A」の科目を履修した者で、その選択をあらかじめ志願票で届け出て、受験票で認められた者に限る。大学入学資格検定合格者については「英語A」「英語B」のいずれの科目を選択してもよい。ただし「英語A」を選択する場合は、あらかじめ志願票で届け出ること。）

3 「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」の選択をあらかじめ志願票で届け出て、受験票で認められた者は、試験室で他の科目に変更して解答することはできない。

4 『社会』の教科のうち「日本史」については、高等学校学習指導要領の『社会』『日本史』の内容中「(7)現代の世界と日本」（第二次世界大戦終結以降の事象）は出題範囲から除外する。ただし、中学校における履修程度の出題を行うことがある。

5 共通第1次学力試験は、主として多肢選択による客観式の検査方式により出題し、解答はマーク方式による。

## Ⅳ 出 願

### 1 検定料の納付

#### (1) 検定料の額

共通第1次学力試験の検定料は7,000円とする。

なお、第2次試験の検定料は、各大学へ出願する際に納付するものとし、国立大学においては8,000円（夜間に授業を行う学部にあつては5,000円）、公立大学においては、各公立大学が募集要項等で定めるところによる。

#### (2) 検定料の納付期限

昭和55年10月15日(水)（指定金融機関の窓口締切時刻まで）

納付期限を厳守すること。

#### (3) 納付方法

① 検定料の納付書は、納付書・領収証書、領収控、領収済通知書の3枚1組であること、及び納入者欄の番号が3枚とも同一であることを確認すること。検定料の納付書は、この受験案内に折り込んである。

② 納付書に入学志願者の住所、氏名(フリガナ)、高等学校等コード(37~58ページ参照)を黒又は青のボールペンで正確に記入すること。

#### 〔納付書・領収証書記入例〕

納付書・領収証書		国庫金	
(納入者) No 5000001 *住所 東京都目黒区駒場2丁目 19番1号 駒場荘3号室 *フリガナ コマバ タロウ 氏名 駒場太郎 殿 *高等学校等コード 131019	昭和55年度 国立学校特別会計(025) 文部省所管 取扱序名 大学入試センター(5530) 授業料及入学検定料 授業料及入学検定料 入学料及検定料 納付金額 7,000円	納付目的 共通第1次学力試験検定料 納付期限 昭和55年10月15日限り 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店 郵便局	
<small>注意</small> 1. 納付金額を納付するときは、黒印のところに明りょうに記入し、納付場所に納付して下さい。なお、高等学校等コードは、受験案内に記載されている高等学校等コード表により記入して下さい。 2. 納付期限後に納付することはできません。 3. 納付したときは、必ず領収証書を受け取って下さい。		上記の金額を 領収しました。 (領収日付印)	

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

③ 最寄りの日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店又は郵便局で納付すること。

日本銀行歳入代理店は、銀行、信用金庫等の本店、支店で「日本銀行歳入代理店」の表示のあるもの。

④ 納付した際は、必ず領収証書を受け取ること。

⑤ 領収証書は、検定料納付の証明として志願票の裏の所定欄にはり付けること。万一、領収証書を紛失した場合は、氏名、高等学校等コード、納付した金融機関名、納付年月日を速やかに大学入試センター事業課（電話03-465-8600）に連絡すること。

### 2 出願期間及び出願書類提出先

#### (1) 出願期間

昭和55年10月1日(水)から10月15日(水)まで（10月15日消印有効）

出願期間を厳守すること。

#### (2) 出願書類提出先

〒100 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部

### 3 出願書類及びその提出方法

(1) 高等学校（盲学校、聾学校、養護学校の高等部を含む。）を昭和56年3月卒業見込みの者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。）
- ② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。）

提出方法

- ① 入学志願者は、出願書類を取りそろえ、在学する高等学校長へ提出すること。
- ② 高等学校長は出願書類を取りまとめ、大学入試センターへ書留扱いで郵送すること。

(2) 高等学校を卒業した者

出願書類

- ① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。）

② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。）

③ 卒業証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。）

高等学校からの封筒から取り出して添付すること。

④ 単位修得証明書（出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。）

この単位修得証明書は、「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」を選択し解答することを届け出る者のみ提出すること。

高等学校からの封筒を開封しないで、そのまま添付すること。

〔注〕 卒業証明書及び単位修得証明書は出願期間以前に、はやめに出身高等学校へ請求し入手しておくこと。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(3) 高等専門学校第3学年を修了した者、及び昭和56年3月修了見込みの者

出願書類

① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。）

② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。）

③ 高等専門学校第3学年を修了したことを証明する書類、又は修了見込みの証明書（出身高等専門学校長が発行するもの。様式を問わない。）

高等専門学校からの封筒から取り出して添付すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの

（文部大臣の指定したものは、「東京外国語大学外国語学部附属日本語学校」、「国際学友会日本語学校」、「関西国際学友会日本語学校」及び「赴日留学生予備学校」において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者

で、昭和56年3月31日までに18歳に達する者が該当する。）

出願書類

① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。）

② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。）

③ 外国において学校教育の12年の課程を修了したことを証明する書類、又は修了見込みの証明書

文部大臣の指定したものに該当する者は、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了したことを証明する書類、又は修了見込みの証明書

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(5) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者

（立教英国学院高等部がこれに該当する。）

出願書類

① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。）

② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。）

③ 在外教育施設の高等学校の課程に相当する課程を修了したことを証明する書類、又は修了見込みの証明書

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(6) 文部大臣の指定した者（4ページ参照）

出願書類

① 志願票（この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。）

② 検定料納付済の領収証書（志願票の裏の所定欄にはり付けること。）

③ 出身学校等を卒業又は修了したことを証明する書類、修了見込みの証

明書、若しくはこれに準ずるもの

国際バカロレア資格を取得した者は、国際バカロレア事務局から授与された国際バカロレア資格証書 (International Baccalaureate Diploma)

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

(7) **大学入学資格検定に合格した者、及び昭和56年3月31日までに合格見込みの者**  
(昭和56年3月31日までに18歳に達する者)

㉗ **大学入学資格検定に合格した者**

出願書類

- ① 志願票 (この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。)
- ② 検定料納付済の領収証書 (志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③ 大学入学資格検定合格証書の写し又は合格証明書

〔注〕 合格証明書は、文部省初等中等教育局高等学校教育課へ請求し入手すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

㉘ **昭和55年度大学入学資格検定に合格見込みの者**

出願書類

- ① 志願票 (この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。)
- ② 検定料納付済の領収証書 (志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③ 昭和55年度大学入学資格検定受検出席票 (受検の際に交付する。)

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

㉙ **科目合格者の単位修得による昭和55年度大学入学資格検定に合格見込みの者**

(大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し、残りの受検科目に相当

する科目について、現に在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で昭和56年3月31日までに修得する見込みの者がこれに該当する。)

出願書類

- ① 志願票 (この受験案内の裏表紙を切りはなして使用すること。)
- ② 検定料納付済の領収証書 (志願票の裏の所定欄にはり付けること。)
- ③ 大学入学資格検定科目合格通知書

〔注〕 科目合格通知書は、文部省初等中等教育局高等学校教育課へ請求し入手すること。

- ④ 受検科目に相当する科目を、在学する高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で履修していることを証明する書類 (出身高等学校長が発行するもの。様式を問わない。)

高等学校からの封筒を開封しないで、そのまま添付すること。

提出方法

入学志願者は、出願書類を取りそろえ、必ず折り込みの指定の封筒を使用し、大学入試センターへ書留扱いで直接郵送すること。

## V 志望する大学・学部等の申請

- 1 共通第1次学力試験の出願の際に、国立大学及び公立大学の中から志望する大学、学部・学群・類等を申請すること。

この場合、第2志望まで申請することができる。第1志望は、必ず申請しなければならない。

〔注〕 各大学の第2次試験の出願の時には、共通第1次学力試験の出願の際に申請した第1志望、第2志望のいずれかを選んで出願することが原則であるが、自己の勉学の進捗や共通第1次学力試験の自己採点等によって、入学志願者が特に必要があると判断した場合には、第1志望、第2志望以外の大学・学部等に出願することができる。

## VI 試験場の指定及び受験希望県の申請

### 1 試験場の指定

試験場は、国立大学が設定し、大学入試センターが次により指定する。指定された試験場以外での受験は認めない。

- (1) 高等学校を昭和56年3月卒業見込みの者（通信制の課程による者を除く。）については、原則として出身高等学校が所在する都道府県内（北海道、長崎県及び沖縄県にあっては「受験希望県コード表」（59ページ）で定める地区とする。以下同じ。）の試験場を指定する。
- (2) 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による卒業見込みの者については、出身高等学校が所在する都道府県内の試験場又は志願票の現住所欄に記入した都道府県内の試験場のいずれかを、入学志願者の希望により指定する。
- (3) 大学入学資格検定合格者等については、志願票の現住所欄に記入した都道府県内の試験場を指定する。

### 2 受験希望県の申請

- (1) 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による卒業見込みの者で、志願票の現住所欄に記入した都道府県内の試験場で受験を希望する者は、その都道府県を「受験希望県コード表」により申請しなければならない。
- (2) 大学入学資格検定合格者等は、志願票の現住所欄に記入した都道府県を「受験希望県コード表」により申請しなければならない。

## VII 出願に当たっての注意

### 1 出願期限(昭和55年10月15日、当日消印有効)経過後に提出された出願書類は、いかなる理由があっても受理しない。

- ア 出願書類は、出願期間以前に取りそろえ、十分に点検し、出願期間内に、はやめに提出すること。
- イ 高等学校を卒業した者等は、卒業証明書等の必要な証明書を出願期間以前に、はやめに出身高等学校等に請求し入手しておくこと。

[注] 高等学校等に卒業証明書等の交付を郵便で請求する場合は、必要に応じて発行手数料等を添えて、封筒の表に「共通第1次学力試験出願用証明書請求」と朱書し、200円切手をはった返信用封筒（入学志願者の現住所・氏名を表書きしたもの。）を同封すること。

### 2 出願書類に次のような不備があるものは、受理しない。

- (1) 志願票の記入もれ、記入誤り
- (2) 検定料納付済の領収証書がはり付けられていないもの
- (3) 必要な証明書類が添付されていないもの

### 3 志願票を大学入試センターに提出した後は、いかなる理由があってもその記入事項を変更することはできない。

ただし、氏名、現住所、連絡先(電話)に変更があった場合は、次の事項を記入した郵便はがき（「現住所変更」等と朱書すること。）により、大学入試センター事業課(〒153 東京都目黒区駒場2丁目19番1号)に届け出ること。

この届け出は、昭和56年2月8日（第2次試験出願受付前日）までとする。

- ㊦ 新・旧の氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡先(電話)
- ㊧ 高等学校等コード、出身高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）、その他参考となる事項

なお、現住所変更による、試験場の指定の変更及び受験希望県の変更は認めない。

### 4 大学入試センターが出願を受理したときは、いかなる理由があっても検定料は返還しない。

## VIII 志願票記入事項の確認

- 1 大学入試センターは、志願票の記入事項を電算機に登録したのち、その事項を確認のため、はがきに打ち出して本人に送付する。
- 2 このはがきは、出願書類を発送した日から、おおよそ3週間後には本人の手元に届くこととなる。

## IX 受験票等の送付

1 受験票、写真票、成績請求票は受験者心得とともに、11月下旬から12月上旬の間に大学入試センターから直接本人に送付する。

### (1) 受験票

受験票には、受験番号、氏名、試験場、選択承認科目等が記載されている。

- ① 受験票の裏面に記載されている注意事項をよく読むこと。
- ② 受験票の写真欄に写真（試験日前3か月以内に撮影した無帽上半身タテ4cm・ヨコ3cm）をあらかじめはり付けること。
- ③ 写真欄の下の氏名欄に、受験者本人が氏名を黒又は青のボールペンで自筆で記入すること。この氏名記入は解答用紙の氏名記入と照合することがある。
- ④ 受験票は、試験当日に必ず持参すること。
- ⑤ 受験票は、各大学の第2次試験を受験する際にも必ず持参すること。
- ⑥ 受験票は、紛失したり汚損したりすることのないように大切に保管しておくこと。

### (2) 写真票

- ① 写真票の裏面に記載されている注意事項をよく読むこと。
- ② 写真票の写真欄に、受験票と同一の写真をあらかじめはり付けること。
- ③ 写真欄の右の氏名欄に、受験者本人が氏名を黒又は青のボールペンで自筆で記入すること。この氏名記入は解答用紙の氏名記入と照合することがある。
- ④ 写真票は、試験当日に必ず持参し、提出すること。

### (3) 成績請求票

- ① 成績請求票は、「国公立大学提出用」1枚、「公立大学提出用」2枚、「第2次募集用」1枚の3種類計4枚である。
- ② 成績請求票の記載事項は次のとおりである。

受験番号—試験場コード—発行回数
氏 名

- ③ 国立大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり付けること。
- ④ 公立大学の第2次試験に出願する際には、「国公立大学提出用」又は「公立大学提出用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり

付けること。

- ⑤ 第2次募集に出願する際には、「第2次募集用」を、その大学の募集要項の指示に従い、志願票の所定欄にはり付けること。
- ⑥ 成績請求票は、紛失したり汚損したりすることのないように大切に保管しておくこと。

2 受験票、写真票、成績請求票等が12月10日(水)までに到着しなかった場合は、本人又は出身高等学校長は、12月15日(月)までに、次の事項を記入した速達郵便はがき（「受験票未着」と朱書すること。）により、大学入試センター事業課（〒153 東京都目黒区駒場2丁目19番1号）に届け出ること。

- ⑦ 氏名（フリガナ）、現住所（フリガナ）、連絡先（電話）
- ⑧ 高等学校等コード、出身高等学校名（高等学校出身者以外の者は出願資格）、その他参考となる事項

## X 受験票等の再発行

1 受験票等の再発行は原則として行わない。ただし、次の事由のあるときは受験票等の再発行を行う。

- (1) 氏名に変更があったとき。
- (2) 氏名、性別、生年月日に誤記があったとき。
- (3) 受験票、写真票、成績請求票を紛失したり、汚損したりしたとき。

〔注〕 現住所の変更の場合は、大学入試センターの諸帳簿の住所表示は変更するが、受験票の住所表示の変更は行わず、旧住所表示のままで有効とするので受験票の再発行は行わない。

### 2 再発行申請の方法

- (1) 再発行を申請する場合は、次の事項を記入した速達郵便（封筒の表に「受験票等再発行」と朱書すること。）により、大学入試センター事業課（〒153 東京都目黒区駒場2丁目19番1号）へ速やかに申請すること。
  - ⑦ 必要とする受験票、写真票、成績請求票の種別
  - ⑧ 再発行事由（氏名変更、紛失、汚損等）

㉞ 氏名(フリガナ)、現住所(フリガナ)、連絡先(電話)

㉟ 高等学校等コード、出身高等学校名(高等学校出身者以外の者は出願資格)、その他参考となる事項

200円切手をはった返信用封筒(長形3号:タテ23cm・ヨコ11.5cm、現住所・氏名を表書きしたもの。)を同封すること。

(2) 大学入試センターは、申請事項を審査のうえ、受験票、写真票、成績請求票を再発行し本人に送付する。

## XI 資料の公表

1 大学入試センターは、共通第1次学力試験に関する資料を、次のとおり報道機関を通じて公表する。

(1) 入学志願者の志望する大学・学部等の申請状況について、昭和55年12月中旬に公表する。

(2) 共通第1次学力試験の問題及びその正解・配点について、試験実施後、速やかに公表する。

(3) 共通第1次学力試験の科目別全国平均点、標準偏差、最高点、最低点等について、昭和56年2月8日(日)までに公表する。

2 共通第1次学力試験の個人別成績は発表しない。

## XII 身体に障害のある者に対する試験実施上の取り扱い

1 試験実施上の措置

(1) 共通第1次学力試験の実施に当たっては、身体に障害のある入学志願者に対して、障害の種類・程度に応じて、申請に基づき特別の措置をする。

(2) 身体に障害のある入学志願者に対して試験実施の際に措置する事項は、次表のとおりとする。

障害の種類	障害の程度	出題方法	解答方法	試験時間	措置する事項	
1 視覚障害	盲	点字による出題	点字による解答	1.5倍	・レーズライターの準備 ・点字用解答用紙等の準備 ・点字板等の持参使用	
	弱視	ア	点字による出題	点字による解答	1.5倍	・レーズライターの準備 ・点字用解答用紙等の準備 ・点字板等の持参使用
		イ	点字による出題	文字による解答	1.5倍	・文字用解答用紙等の準備
		ウ	一般入学志願者と同様	文字による解答	一般入学志願者と同様	・照明器具の準備 ・窓側の明るい席を指定 ・文字用解答用紙等の準備 ・拡大鏡等の持参使用許可
	エ	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・照明器具の準備 ・窓側の明るい席を指定 ・拡大鏡等の持参使用許可	
2 聴覚障害	聾・難聴	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・必要に応じて手話通訳者の付与 ・必要に応じて座席を前列に設定 ・補聴器の持参使用許可	
3 肢体不自由	上肢不自由	ア	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定
		イ	一般入学志願者と同様	文字による解答	一般入学志願者と同様	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定 ・文字用解答用紙等の準備
	下肢不自由	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・必要に応じて介助者の付与 ・試験室を一階に設定 ・必要に応じて別室を設定 ・必要に応じて特製機の準備 ・車いす等の持参使用許可	
4 病弱	病弱 身体虚弱	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	一般入学志願者と同様	・必要に応じて介助者の付与 ・必要に応じて別室を設定	

[備考]

① 点字による出題に当たっては、一般の入学志願者の試験問題を基本とする。

② 点字による出題を希望する者の試験場は、その者が希望する都道府県内に国立大学が1か所設定する。

点字による出題を希望する者以外の身体に障害のある者については、必要に応じ、一般試験場において適宜措置をする。

2 身体障害者受験措置の申請

試験実施上の特別の措置を希望する入学志願者は、所定の出願書類のほか、身体障害者受験措置申請書(折り込みの用紙を切りはなして使用すること。)を提出すること。

① 高等学校を昭和56年3月卒業見込みの者については、在学する高等学校長が入学志願者からの申し出によって作成したもの

② 高等学校を卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等（成年に達しているときは入学志願者）が作成したもの

### 3 身体障害者受験措置の決定通知

「身体障害者受験措置申請書」を提出した入学志願者については、大学入試センターが審査のうえ、受験上の措置を決定し通知する。

### 4 志望大学との協議及び協議書の提出

(1) 身体に障害のある入学志願者で、下表に該当する者は、大学・学部等において修学上特別な配慮を必要とすることが起こり得るので、あらかじめ志望する大学と協議（協議中を含む。）のうえ出願すること。

(2) 出願に当たっては、所定の出願書類のほか、協議した大学から交付される協議書（協議の結果の文書又は協議中である旨の文書。様式を問わない。）を提出すること。

(3) 出願に当たって、高等学校を卒業した者は、出身学校長と相談することが望ましい。

区分	身体障害の程度
盲者 (強度の弱視者を含む)	1 両眼の矯正視力が0.1未満のもの 2 両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、点字による教育を必要とするもの又は将来点字による教育を必要とすることとなると認められるもの
聾者 (強度の難聴者を含む)	1 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの 2 両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のものうち、補聴器の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1 体幹の機能の障害が、体幹を支持することが不可能又は困難な程度のもの 2 上肢の機能の障害が、筆記をすることが不可能又は困難な程度のもの 3 下肢の機能の障害が、歩行をすることが不可能又は困難な程度のもの 4 前3号に掲げるもののほか、肢体の機能の障害がこれらと同程度以上のもの 5 肢体の機能の障害が前各号に掲げる程度に達しないもののうち、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 (身体虚弱者を含む)	1 慢性の胸部疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱的状態が6月以上の生活規制を必要とする程度のもの

(学校教育法施行令第22条の2の規定に準拠した。)

## XIII 追 試 験

### 1 追試験の実施

(1) 追試験は、疾病・負傷及び交通機関の事故その他のやむを得ない事由により、全教科又は1日分の教科の試験を受験できない入学志願者を対象として行う。

(2) 追試験は、昭和56年1月17日(土)、18日(日)の2日間において行う。

(3) 追試験の試験時間、試験教科・科目等は本試験に準ずる。

(4) 追試験の試験場は、全国を数地区に分け、地区ごとに1か所設定する。  
なお、詳細は「受験者心得」に明示する。

(5) 追試験の受験申請は、受験票に記載された「試験実施大学」において受け付ける。当該大学は、その申請に基づき、審査のうえこれを許可する。

### 2 追試験の受験を申請できる者

追試験の受験を申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 入学志願者の疾病・負傷等により本試験の全教科をすべて受験できない者

(2) 次の事由により、全教科又は1日分の教科の試験を受験できない者

① 定期運行している交通機関の事故

② 一部の地域における災害の発生等

### 3 追試験の受験申請手続

追試験の受験申請手続は次のとおりとする。

(1) 2の(1)に該当する者は、本人又は代理人が受験票、医師の診断書又は事故証明書を持参のうえ、昭和56年1月9日(金)午前9時から午後5時までに、受験票に記載された「試験実施大学」(各試験実施大学には「共通第1次学力試験実施委員会」が設置してある。)に出頭して申請すること。

(2) 2の(2)に該当する者は、本人又は代理人が事故の態様等を、事故のあった当日の試験終了時(午後4時30分)までに、受験票に記載された「試験当日の電話」により試験場に連絡すること。試験場の係員の指示により「試験実施大学」に申請すること。この場合、可能な限り受験票を持参のうえ出頭して申請すること。

#### 4 追試験の受験許可等

試験実施大学は追試験の受験申請者に対し、速やかに可否を決定し、その際、追試験の受験に必要な事項を通知する。

### XIV 再試験

天災、その他の事情により所定の期日に共通第1次学力試験を実施できなかった場合には、再試験を実施する。

また、降雪によって、所定の期日に本試験を実施できなかった場合には、昭和56年1月17日(土)、18日(日)の2日間において、本試験に準じて実施することがある。

### XV 志願票作成上の注意

#### 1 作成上の注意

- (1) 志願票は、この受験案内の裏表紙を丁寧に切りはなして使用すること。
- (2) 入学志願者は、次の「各欄の記入方法」を参照して「志願票控」(64ページ)の①～②欄に記入すること。
- (3) ②③、②④「高等学校記入欄」は記入しないこと。
- (4) 「志願票控」に記入した事項に誤りが無いことを確認した後に、「志願票」〔提出用〕に記入すること。
- (5) 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。
- (6) 誤って記入した場合は、なるべく新しい志願票に記入しなおすこと。やむを得ない場合は誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。
- (7) 志願票の裏の所定欄に検定料納付済の領収証書(納付した領収印のあるもの)を必ずはり付けること。

#### 2 各欄の記入方法

##### ① 「高等学校等コード」欄

高等学校等コード表(37～58ページ)により、該当する高等学校等コードを次により記入すること。

- (1) 高等学校を卒業した者及び昭和56年3月卒業見込みの者並びに高等専門学校第3学年を修了した者及び昭和56年3月修了見込みの者は、該当する高等学校等コードを記入すること。

なお、該当する高等学校等コードが記載されていない場合には、出身学校の所在する県の末尾に記載されている「上記以外の高等学校」の高等学校等コードを記入すること。

- (2) (1)以外の者は、高等学校等コード表の「その他」(57ページ)から、該当する高等学校等コードを記入すること。

##### 〔記入例〕

東京都立青山高等学校の場合

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)						
2	1	3	1	0	1	G
1	2	3	4	5	6	7

大学入学資格検定の場合

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)						
2	5	1	0	0	0	K
1	2	3	4	5	6	7

②、③ 氏名

② 「漢字等記入」欄

〔記入例〕

氏名	② 漢字等記入
	駒場太郎

③ 「カタカナ記入」欄

- (1) 氏名をカタカナで記入すること。  
 (2) カタカナの欄は、1コマに1字ずつ記入し、姓と名の間は1コマあけ、濁点「・」及び半濁点「゜」も1コマとして使用すること。

〈例 ガーカ・ パーハ。〉

〔記入例〕

③ カタカナ記入 (姓と名の間は、1コマをあけ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)																	
コ	マ	ハ	・	タ	ロ	ウ											
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

- 〔注〕(1) 国内に居住し、氏名を漢字で表記する外国人で通称名を用いている場合はその通称名を併記すること。「漢字等記入」欄、「カタカナ記入」欄とも、通称名は氏名の記入に引きつづき( )で姓のみ記入すること。  
 (2) 氏名を漢字以外で表記している外国人は、「漢字等記入」欄、「カタカナ記入」欄とも、ラストネームを先に、ファーストネームを後にし、ミドルネームは省略して、ローマン・アルファベットを用い、大文字・活字体で記入すること。ラストネームの次に「カンマ」を記入すること。

④ 「性別」欄

該当する文字を○で囲むこと。

〔記入例〕

④ 性別	
1 男	2 女
31	

⑤ 「国籍」欄

外国人の場合のみ、「外」の文字を○で囲むこと。

〔記入例〕

⑤ 国籍
1 外
32

⑥ 「生年月日」欄

- (1) 年、月、日、それぞれ2ケタの数字で記入すること。  
 (2) 年は西暦で記入してはいけない。  
 外国人の場合も換算すること。(1960年=昭和35年)  
 (3) 昭和をS、大正をT、明治をMとし、年号欄の該当するアルファベットを○で囲むこと。

〔記入例〕 昭和36年7月17日生れの場合

⑥ 生年月日						
昭和S、大正T、明治M						
年号	年	月	日			
⑨ T M 3 6 0 7 1 7						
33	34	35	36	37	38	39

⑦～⑨ 現住所

⑦ 「郵便番号」欄

〔記入例〕

⑦ 郵便番号	1	5	3	-		
--------	---	---	---	---	--	--

⑧ 「漢字等記入」欄

〔記入例〕

⑧ 漢字等記入	東京	都道府県	目黒区駒場2丁目19番1号
			駒場荘3号室

⑨ 「カタカナ・数字等記入」欄

- (1) 正確に記入すること。団地、アパート等に居住している者は、棟番号、戸番まで必ず記入すること。下宿等の場合は、「○○○○カタ」まで必ず記入すること。  
 (2) 算用数字及びアルファベット以外は、カタカナで記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用すること。  
 (3) 郡・市・区・町村、町・丁目・番地・団地・棟・号・方等の間は1コマあけること。

〔記入例〕

⑨ カタカナ 数字等記入	都道府県名	トウキョウト	(1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)										
	郡・市・区・町村	メク	ロク										
	町・丁目・番地	コマハ	2	チヨウメ	19	-	1						
	団地・棟・号等	コマハ	ソウ	3	コ	ウ	シツ						

⑩ 「連絡先(電話)」欄

連絡できる自宅、下宿先等の電話番号を記入すること。(呼出しの場合でも記入すること。)

〔記入例〕

⑩ 連絡先(電話)	03-465-8600													
-----------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※局番と電話番号の間にハイフンを入れること。市外局番、市内局番、電話番号の順で記入すること。

⑪～⑮ 出願資格

⑪～⑭ 「高等学校卒業者(卒業見込み者を含む)」欄

- 高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)のみが記入すること。
- 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する者で、大学入学資格検定において一部の科目に合格し、又は合格する見込みの者は、「高等学校卒業者以外」欄の「大学入学資格検定」の文字を○で囲むこととなるので、この欄に記入してはいけない。

- ⑪ 「課程」欄
- ⑫ 「学科」欄
- ⑬ 「卒業見込・卒業の別」欄
- ⑭ 「卒業年」欄

いずれも、該当する文字を○で囲むこと。

高等学校を卒業した者のみ記入すること。卒業見込みの者は記入してはいけない。会計年度ではなく、暦年で記入すること。西暦で記入してはいけない。

〔記入例〕 高等学校(全日制、普通科)を昭和55年3月卒業の場合

出 願 資 格													
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込み者を含む)											⑮高等学校卒業者以外		
⑪ 課 程			⑫ 学 科						⑬卒業見込・卒業の別				
1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制	1 普 通 科	2 農 業 科	3 工 業 科	4 商 業 科	その他		1 卒 業 見 込	2 卒 業	⑭ 卒 業 年	1 外 国 の 学 校 等	2 在 外 教 育 施 設
							5 理 数 科	6 1 外 の 学 科 以 上					
150	151						152	153	154	155			

⑮ 「高等学校卒業者以外」欄

- 高等学校を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)以外の者が記入すること。
- 該当する出願資格の文字を○で囲むこと。
  - ア 高等専門学校第3学年を修了した者(修了見込みの者を含む。)は「その他」の文字を○で囲むこと。
  - イ 大学入学資格検定で既に一部の科目に合格し、残りの受検科目に相当する科目について、現に在学している高等学校の定時制の課程又は通信制の課程で昭和56年3月31日までに修得する見込みの者も、「大学入学資格検定」の文字を○で囲むこと。

〔記入例〕 大学入学資格検定合格の場合

出 願 資 格													
高 等 学 校 卒 業 者 (卒業見込み者を含む)											⑮高等学校卒業者以外		
⑪ 課 程			⑫ 学 科						⑬卒業見込・卒業の別				
1 全 日 制	2 定 時 制	3 通 信 制	1 普 通 科	2 農 業 科	3 工 業 科	4 商 業 科	その他		1 卒 業 見 込	2 卒 業	⑭ 卒 業 年	1 外 国 の 学 校 等	2 在 外 教 育 施 設
							5 理 数 科	6 1 外 の 学 科 以 上					
150	151						152	153	154	155			

⑯～⑰ 選択届出科目

高等学校において、「数学一般」、「基礎理科」、「英語A」を次の履修条件により履修した者で、これらの科目を選択し解答することを届け出る者は、選択する科目名を○で囲むこと。

履 修 条 件

- ⑯ 「数学一般」 「数学I」の科目を履修せず、「数学一般」の科目を履修した者に限る。
- ⑰ 「基礎理科」 「物理I」「化学I」「生物I」「地学I」の科目を履修せず、「基礎理科」の科目を履修した者に限る。
- ⑱ 「英語A」 「英語B」の科目を履修せず、「英語A」の科目を履修した者に限る。

〔注〕 大学入学資格検定合格者又は合格見込みの者で、「基礎理科」を選択し解答することを届け出る者は、受検科目の「基礎理科」を選択した者に限る。

〔記入例〕 「基礎理科」の選択解答を届け出る場合

選 択 届 出 科 目		
⑯ 1 数学一般	⑰ 1 基礎理科	⑱ 1 英語 A
156	157	158

⑲ 「受験希望県」欄

(1) この欄の記入を必要としない者

- ア 高等学校を昭和56年3月卒業見込みの者（通信制の課程による者を除く。）
- イ 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による高等学校を昭和56年3月卒業見込みの者のうち、出身高等学校の所在する都道府県内(北海道、長崎県及び沖縄県にあっては「受験希望県コード表」(59ページ)で定める地区とする。)の試験場で受験を希望する者

上記ア、イの者には、出身高等学校の所在する都道府県内の試験場を指定する。

(2) この欄の記入を必要とする者

- ア 高等学校を卒業した者及び通信制の課程による高等学校を昭和56年3月卒業見込みの者のうち、志願票の現住所欄に記入した都道府県内の試験場で受験を希望する者

ただし、志願票の現住所欄に記入した都道府県と出身高等学校の所在する都道府県が同一の場合には、出身高等学校の所在する都道府県内の試験場を指定するので、この欄の記入を要しない。

- イ 大学入学資格検定合格者等

上記ア、イの者には、志願票の現住所欄に記入した都道府県内の試験場を指定するので、「受験希望県コード表」(59ページ)により該当する受験希望県コードを記入すること。

〔注〕 (1)、(2)の場合とも、入学志願者が特定の試験場を指定されるよう希望することはできない。

〔記入例〕 東京都の場合

⑲ 受験希望県		
〔「受験希望県コード表」により記入〕		
1	3	A
159	160	161

北海道小樽市の場合

⑲ 受験希望県		
〔「受験希望県コード表」により記入〕		
0	1	D
159	160	161

⑳～㉑ 志望大学・学部等

- ⑳ 「第1志望」欄
  - ㉑ 「第2志望」欄
- 「大学・学部コード表」(60～63ページ)により、該当する大学・学部コードを記入すること。この場合、第2志望まで申請することができる。

第1志望は、必ず記入すること。

〔記入例〕 第1志望 東京農工大学(工学部)  
第2志望 東京都立大学(工学部第1部) } の場合

志望大学・学部等									
㉑ 第1志望					㉑ 第2志望				
大学・学部コード					大学・学部コード				
1	3	0	3	8	3	0	5	3	8
162	163	164	165	166	167	168	169	170	171

㉒ 「出身学校名」欄

〔記入例〕

㉒ (フリガナ) 出身学校名	国	立	東京	都	道	ア	オ	ヤマ	高等学校 学 校
	私			府	県	青	山		

㉓、㉔欄は高等学校が記入する欄であるから、入学志願者は記入しないこと。

## XVI 身体障害者受験措置申請書作成上の注意

### 1 作成上の注意

- (1) 「身体障害者受験措置申請書」は、この受験案内に折り込んである用紙を丁寧に切りはなして使用すること。
- (2) この申請書は、高等学校を卒業見込みの者については、高等学校長が入学志願者と相談のうえ記入すること。  
高等学校を卒業見込みの者以外の者（高等学校を卒業した者、大学入学資格検定合格者等）については、父母等（成年に達しているときは入学志願者）が記入すること。
- (3) 次の「各欄の記入方法」を参照し、誤りのないように記入すること。
- (4) 黒又は青のボールペンで丁寧に記入すること。
- (5) 誤って記入した場合は、なるべく新しい身体障害者受験措置申請書に記入しなおすこと。やむを得ない場合は、誤記入の部分を二重線で消し、訂正すること。

### 2 各欄の記入方法

- ① 「高等学校等コード」欄  
「高等学校等コード表」（37～58ページ）により記入すること。
- ② 「提出回数」欄  
高等学校長が作成する場合にのみ記入すること。志願票総括表の提出回数と同じ提出回数を記入すること。
- ③ 「整理番号」欄  
高等学校長が作成する場合にのみ記入すること。志願票の整理番号と同じ整理番号を記入すること。
- ④ 「氏名」欄  
カタカナで記入すること。（24ページ参照）
- ⑤～⑨ 「身体障害の程度」欄  
ア 「該当する」の文字を○で囲むこと。  
イ ⑤～⑧欄の中で該当する事項がない場合には、⑨「その他」欄の「該当する」の文字を○で囲み、裏面の該当欄に身体障害の程度を詳しく記入すること。

### ⑩～⑬ 「受験に際して希望する措置」欄

- ア 該当する事項の「希望する」の文字を○で囲むこと。
- イ ⑩～⑫欄の中で該当する事項がない場合には、⑬「その他」欄の「希望する」の文字を○で囲み、裏面の該当欄に受験に際して希望する措置を詳しく記入すること。

### ⑭～⑰ 「点字による出題を希望する者の受験科目」欄

点字による出題を希望する者は、一般の入学志願者が試験室で選択する科目についても、あらかじめこの「申請書」で選択することになっているので、該当する「受験科目」の数字を○で囲むこと。

### ⑱ 「高等学校長名等」欄

- ア 高等学校長が作成した場合は、高等学校長名を記入し、職印を押印すること。
- イ 父母等（成年に達しているときは入学志願者）が作成した場合は、作成者名を記入し、押印すること。

## XVII 問い合わせ先

### 1 共通第1次学力試験に関する問い合わせ

共通第1次学力試験に関する問い合わせは、文書で行うこと。

この場合、封筒の表に「受験問い合わせ」と朱書し、200円切手をはった返信用封筒（現住所・氏名を表書きしたもの。）を同封すること。

問い合わせ先

〒153 東京都目黒区駒場2丁目19番1号

大学入試センター事業課

電話での問い合わせは、やむを得ない場合に限る。

受験問い合わせ専用電話 03 (465) 8600

電話問い合わせ時間は次のとおり。

平日 9:30から18:00まで

土曜 9:30から13:30まで

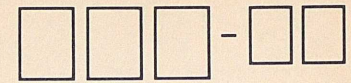
### 2 大学入学資格検定に合格した者の証明書等に関する問い合わせ

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文部省初等中等教育局高等学校教育課検定係

電話 03 (581) 4211 内線 438

郵便はがき



20円切手を  
必ずはって  
ください。  
(速達の場合  
は170円切手)

〒153 東京都目黒区駒場2丁目十九番一号

大学入試センター事業部

高等学校長 殿

キリトリ線

キリトリ線

高等学校用受領確認はがき

[注] 1、宛先、提出回数、出願者数は必ず記入すること。

2、大学入試センターへ直接出願する者の場合は、志願票記入事項の確認のはがき(15ページ参照)の発送をもって受領書にかえる。

昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験  
身体障害者受験措置申請書

※ ※ ※

⑱ 高等学校  
長名等

① 高等学校等コード	② 提出回数	③ 整理番号	④ 氏名(カタカナ記入) (姓と名との間は、1コマをあげ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する)
1 2 3 4 5 6 7	8 9	10 11 12 13	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

身体障害の程度		身体障害		自由者		病弱者(身体脆弱者を含む)		その他	
⑤ 盲者(強度の弱視者を含む)	⑥ 聾者(強度の難聴者を含む)	⑦ 肢	⑧ 聴覚障害(聾・難聴)	⑨ 聴覚障害(聾・難聴)	⑩ 聴覚障害(聾・難聴)	⑪ 聴覚障害(聾・難聴)	⑫ 聴覚障害(聾・難聴)	⑬ 聴覚障害(聾・難聴)	⑭ 聴覚障害(聾・難聴)
両眼の矯正視力が0.1未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものかつ、点字による教育を必要とするものと認められるもの	両耳の聴力損失が90デシベル未満50デシベル以上のものかつ、補聴器の使用によっても通常の語句を理解することが困難な程度のも	身体の機能の障害が身体を支持することが困難な程度のも	上記の機能の障害が重篤な程度のも	下肢の機能の障害が歩行をすることが不可能又は困難な程度のも	左肩に担げるものほか、肢体の機能の障害がこれと同程度以上のもの	肢体の機能の障害が左各項目に掲げる程度に達しないものかつ、6月以上の医学的観察指導を必要とする程度のも	慢性の脳障害、心臓病、腎臓病等の状態が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のも	身体部分の機能が6月以上の生活規制を必要とする程度のも	ここに記入した者は裏面に(くわし)で(く)記せ
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する	該当する

受検に際して希望する措置		希望する措置		希望する措置		希望する措置		希望する措置		希望する措置		希望する措置			
⑩ 視覚障害(盲・弱視)	⑪ 聴覚障害(聾・難聴)	⑫ 聴覚障害(聾・難聴)	⑬ 聴覚障害(聾・難聴)	⑭ 聴覚障害(聾・難聴)	⑮ 聴覚障害(聾・難聴)	⑯ 聴覚障害(聾・難聴)	⑰ 聴覚障害(聾・難聴)	⑱ 聴覚障害(聾・難聴)	⑲ 聴覚障害(聾・難聴)	⑳ 聴覚障害(聾・難聴)	㉑ 聴覚障害(聾・難聴)	㉒ 聴覚障害(聾・難聴)	㉓ 聴覚障害(聾・難聴)		
点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答	照明器具の準備	窓側の明るい席を指定	拡大鏡等の持参使用	手話通訳者の付与	座席を前列に設定	補聴器の持参使用	文字で解答	介助者の付与	別室を設定	試験室を一階に設定	特製機の準備	車いす等の持参使用	ここに記入した者は裏面に(くわし)で(く)記せ
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

点字による出題希望者のみ記入

国語	⑭ 社	⑮ 数	⑯ 理	⑰ 科	⑱ 外	⑲ 国	⑳ 語
①	1 2 3 4 5 6	1 2	1 2	1 2 3 4	1 2	1 2 3	4

[注] 記入に当たっては「身体障害者受験措置申請書作成上の注意」(30～31ページ)をのこと。

納付書・領収証書

国庫金

(納入者) 住所 フリガナ 氏名 殿 ※ 高等学校等コード	No 5042945	昭和55年度 国立学校特別会計(025)	文部省所管
取扱い名 大学入試センター(5530)	授業料及入学検定料	授業料及入学検定料	入学料及検定料
納付金額	納付目的 共通第1次学力試験検定料	納付期限 昭和55年10月15日限り	上記の金額を 領収しました。 (領収日付印)
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店 郵便局			

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

受領書

昭和56年度共通第1次学力試験

志願票及び領収証書

提出回数 ( ) 回目  
出願者数 ( ) 人分

二番七目丁

行 業 部

書 留

共通第1次学力試験  
出願書類在中



昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験  
身体障害者受験措置申請書

※ ※ ※

⑮ 高等学校  
長名等

① 高等学校等コード

1	2	3	4	5	6	7

② 提出回数

8	9

③ 整理番号

10	11	12	13

④ 氏名(カタカナ記入) (姓と名との間は、1コマをあげ、濁点及びび半濁点は1コマとして使用する)

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

⑤ 盲者(強度の弱視者を含む)	⑥ 聾者(強度の難聴者を含む)	⑦ 肢体障害	⑧ 病弱者(身体脆弱者を含む)	⑨ その他
両眼の矯正視力が0.1未満のもの又は視力以外の視機能が0.1未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、点字による特異点字による教育を必要とするものと認められるもの	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの	身体の機能の障害が、身体を支持することか不可能又は困難な程度のもの	慢性の脚気、心臓病、腎臓病等の疾患が6月以上の医療又は生活規制を必要とする程度のもの	ここに記入した者は裏面に「 <b>く</b> 」を記せ
該当する	該当する	該当する	該当する	該当する

⑩ 視覚障害(盲・弱視)	⑪ 聴覚障害(聾・難聴)										⑫ 肢体不自由・病弱(身体脆弱)			⑬ その他 (ここに記入した者は裏面に「 <b>く</b> 」を記せ)	
	点字問題を点字で解答	点字問題を文字で解答	一般試験問題を文字で解答	照明器具の準備	窓側の明るい席を指定	拡大鏡等の持参使用	手話通訳者の付与	座席を前列に設定	補聴器の持参使用	文字で答	介助者の付与	別室を設	試験室を一階に設定		特製機の準備
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する
44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59

点字による出題希望者のみ記入

国語	⑭ 社	⑮ 数	⑯ 理	⑰ 外	⑱ 語
①	1	2	3	4	5
60	61	62	63	64	65
66	67	68	69	70	71
72	73	74	75	76	77

[注] 記入に当たっては「身体障害者受験措置申請書作成上の注意」(30~31ページ)を参照のこと。

領収済通知書

国庫金

(納入者) No. 5042945

※住所

〒152 東京都目黒区目黒本町1-15-16 目黒郵便局

昭和55年度 国立学校特別会計(025) 文部省所管

取扱い名 大学入試センター (5530)

授業料及入学検定料	授業料及入学検定料	入学料及検定料
納付金額	万円	千
7	0	0

納付目的 共通第1次学力試験検定料

納付期限 昭和55年10月15日限り

上記の金額を領収しました。(領収日付印)

受領書

昭和56年度共通第1次学力試験  
志願票及び領収証書

提出回数 ( ) 回目  
出願者数 ( ) 人分

二番七目一

行 事業部

書留

共通第1次学力試験  
出願書類在中



# 受領書

昭和56年度共通第1次学力試験

志願票及び領収証書

提出回数 ( ) 回目

出願者数 ( ) 人分

上記のとおり受領しました。

なお、志願票の記入事項については、審査  
中です。記入もれ、誤記入があった場合は、後  
日照会します。

大学入試センター

事業部

キリトリ線

昭和56年度  
身体障害者

①	高等学校等	コー
1		
2		
3		
4		
5		
6		

⑤ 盲者(強度の弱視者を含む)  
両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、点字による教育を必要とするもの又は特殊点字による教育を必要とするもの

該当する 該当する

32 33

⑩ 視覚障害  
点字問題を点字で解答  
点字問題を文字で解答  
一般試験問題を文字で解答

希望する	希望する	希望する
44	45	46

点字による出題希望者のみ記入

〔注〕記入に当たつ

□□-□□  
□□00  
□□00  
□□/

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号  
東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部 行

書留

切手400円を貼付すること。(50gまで)

共通第1次学力試験  
出願書類在中

書留引受番号

共通第一次学力試験  
出願書類在中

書留

書留引受番号	
--------	--

志願者	〒
住所	
氏名	
高等学校等 コード	

切手400円  
を貼付する  
こと。  
(50gまで)

大学入試センター事業部 行

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号  
東京中央郵便局留置

昭和56年度

身体

①高等学校等コード

3					
1	2	3	4	5	6

⑤盲者(強度の弱視者を含む) ⑥  
両眼の矯正 両眼の矯正視力が0.1以上0.3 視力が0.1未満のもの又は視力が0.1未満のもの  
機能障害が高度のもののうち、  
点字による教育を必要とする  
もの又は特指点字による教育  
を必要とするもの  
と認められるもの

該当する 該当する

32 33

⑩ 視 覚 障 碍

点字問題を 点字で解答	点字問題を 文字で解答	一般試験問 字で解答
希望する 44	希望する 45	希望す 46

点字による出題希望者  
のみ記入

(注) 記入に当たっ

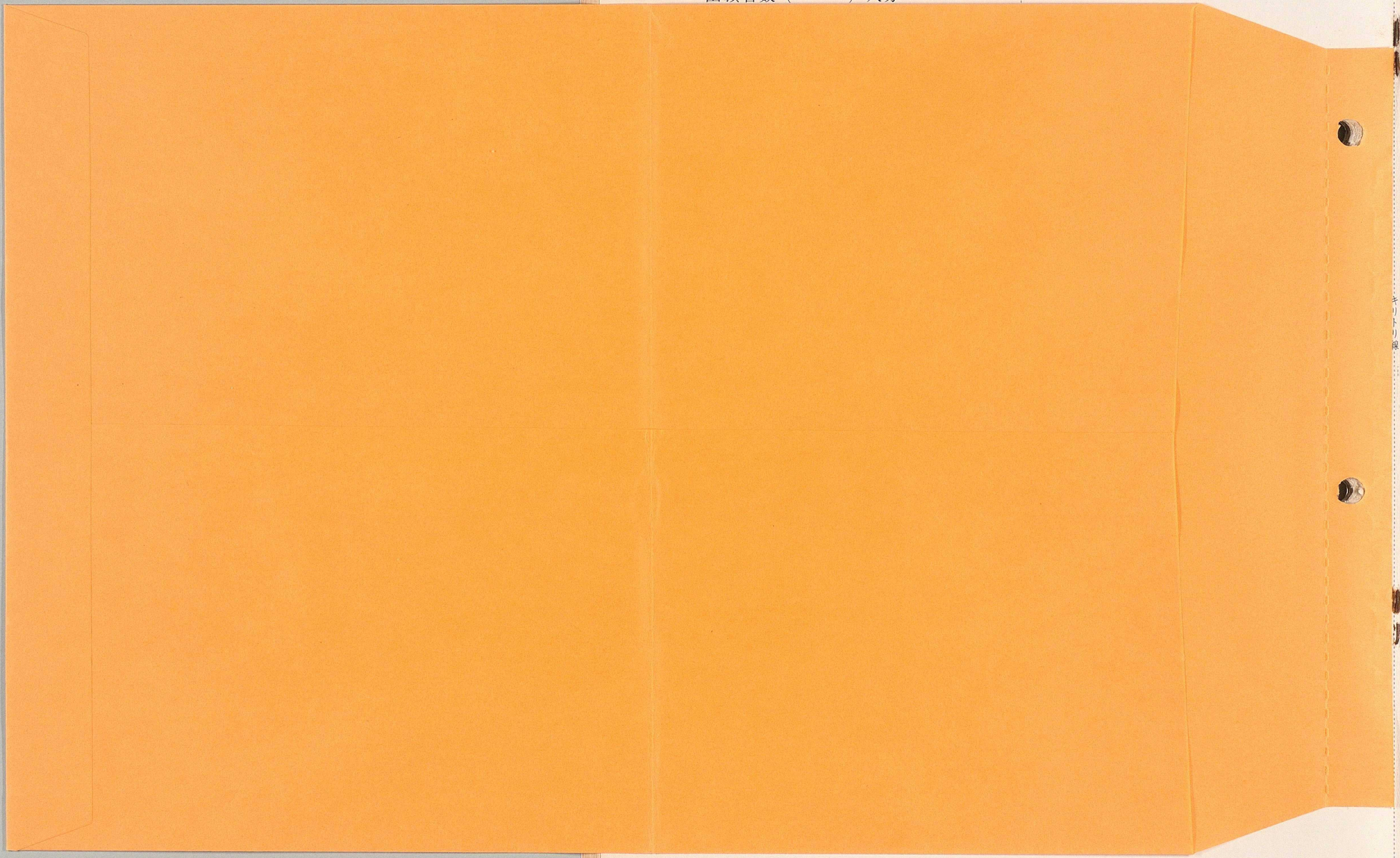
# 受領書

昭和56年度共通第1次学力試験

志願票及び領収証書

提出回数 ( ) 回目

出願者数 ( ) 人分



点字による出題希望者のみ記入

国語	社 会						数 学		理 学				外 国 語			
	倫理 社会	政治 経済	日本史	世界史	地理A	地理B	数学I (必修した 者に限る)	数学一般 (必修した 者に限る)	物理I	化学I	生物I	地学I (必修した 者に限る)	英語B	ドイツ 語	フランス 語	英語A (必修した 者に限る)
①	1	2	3	4	5	6	1	2	1	2	3	4	1	2	3	4
	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75

(注) 記入に当たっては「身体障害者試験措置申請書作成上の注意」(30～31ページ)を参照のこと。

「身体障害の程度」の⑨「その他」に該当する者の記入欄

身体障害の程度

「受験に際して希望する措置」の⑬「その他」を希望した者の記入欄

受験に際して希望する措置

※

※印の欄には記入しないこと。

## XVIII 高等学校へのお願い

共通第1次学力試験に関する出願書類については、昭和56年3月卒業見込みの者は在学する高等学校長（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部の長を含む。以下同じ。）を経由して大学入試センターに提出することになっていますので、貴校の入学志願者の出願書類を取りまとめ、志願票総括表に所要事項を記入し、卒業見込みの者であることを証明のうえ、提出して下さるよう、お願いします。

これらの出願書類の取りまとめと提出に当たっては、次の要領によって実施してください。

なお、入学志願者が卒業者の場合は、本人が直接大学入試センターへ郵送により提出することになっていますので、卒業者から誤って志願票の提出があった場合には、所定の提出方法によって出願するよう、御指導ください。

### 1 出願書類の取りまとめに関する留意事項

- (1) 出願に必要な書類が完備されていることを「IV 3 出願書類及びその提出方法」(9ページ)に従って確認すること。
- (2) 志願票の記入もれ、誤記入等がないことを確認すること。
- (3) 入学志願者が記入した事項を高等学校で訂正する場合は、本人の了解を得ること。
- (4) 志願票の裏の所定欄に検定料納付済の領収証書がはり付けられていることを確認すること。
- (5) 身体に障害のある入学志願者の出願書類は、一般の入学志願者の出願書類（志願票、検定料納付済の領収証書）のほか、次の書類を整えること。
  - ① 身体障害者受験措置申請書（19ページ参照）  
作成に当たっては、30ページを参照のこと。
  - ② 協議書（20ページ参照）

### 2 志願票の「高等学校記入欄」の記入方法

志願票の⑳、㉑「高等学校記入欄」は、次の要領により記入すること。

#### ㉓ 「整理番号」欄

高等学校において、志願票を取りまとめ、一連の整理番号をそれぞれの志願票に記入すること。

〔記入例〕

⑳整理番号			
(高等学校単位に一連番号を記入)			
0	0	1	5
8	9	10	11

㉔「身体障害者受験措置」欄

身体に障害のある入学志願者で、本人の申し出及び高等学校側の判断によって、「身体障害者受験措置申請書」を提出する場合にのみ、「希望」を○で囲むこと。

〔記入例〕

㉔身体障害者 受験措置
希望
12

3 「志願票総括表」(卒業見込証明書)の作成

(1) 作成上の留意事項

- ① 志願票を取りまとめたのち、「志願票総括表」(表紙裏にある。)を作成すること。
- ② 志願票 250 枚までごとに「志願票総括表」1 枚を作成すること。(第 1 種郵便物として郵送できるのは、1 個口当たり約 250 人分)
- ③ 「身体障害者受験措置申請書」を添付する志願票については、別途に「志願票総括表」を作成すること。

(2) 各欄の記入方法

① 「高等学校等コード」欄

「高等学校等コード表」(37～58 ページ)により記入すること。なお、入学志願者が記入した高等学校等コードも確認すること。

② 「提出回数」欄

「志願票総括表」を作成した回数を記入すること。(作成順に一連番号を付けること。)

③ 「整理番号」欄

志願票に付した一連の整理番号の**最初と最後の番号**を記入すること。(欠番が生じた場合にはその番号を「備考」欄に注記すること。)

④ 「志願票枚数」欄

志願票の枚数を記入すること。

⑤～⑦ 「選択届出科目申請者数」欄

ア 志願票で「数学一般」、「基礎理科」、「英語 A」の選択を届け出ている者については、その科目の履修条件(27 ページ参照)を満たしていることを、高等学校における科目の履修状況により確認すること。

イ 選択届出科目の届出者数を志願票に基づき、科目ごとに記入すること。

⑧ 「身体障害者受験措置申請者数」欄

(1)の③によって、別途に志願票総括表を作成する場合にのみ記入すること。

志願票の㉔「身体障害者受験措置」欄に記入した者の人数を記入すること。

4 受領書

大学入試センターにおいて志願票を受領したことの確認を希望する場合には、折り込みの受領書(郵便はがき)に必要な事項を記入のうえ、「志願票総括表」とともに提出すること。

提出回数(○回目)及び出願者数(○人分)は必ず記入し、切手をはること。受領書は、志願票総括表 1 枚につき 1 枚の受領書をクリップでとめること。

5 出願書類の提出

提出に当たっては、下記の事項に留意すること。

- (1) 当該高等学校分は、できるだけまとめて提出すること。
- (2) 包装は厳重にし、封筒の表に「出願書類」と朱書すること。
- (3) 通常郵便物(第 1 種郵便物)の書留扱いで郵送すること。

志願票は信書扱い(郵便法第 21 条に規定する第 1 種郵便物)となるので、小包郵便物とすることはできない。

6 提出期限

昭和55年10月15日(水) (当日消印有効)

提出期限を厳守すること。期限経過後は受理しないので、はやめに提出すること。

7 出願書類提出先

〒100 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号

東京中央郵便局留置

大学入試センター事業部

XIX コード表

1 高等学校等コード表

北海道	音威子府	01250 F	士清	幌水	01338 C	東日	藻	琴	01292 A
国立	乙帯	01336 G	下川	業	01327 H	松	山	高	01319 G
(特殊学校)	広三	01156 J	斜白	業	01235 B	広		北	01141 A
ほ 北海道教育大学教育 01051 A	帯三	01324 C	白知	業	01279 D	美		尾	01328 F
学部附属養護	帯三	01322 G	新	業	01311 A	美	工	瑛	01227 A
(高等専門学校)	帯三	01323 E	新	業	01354 E	美	工	老	01189 E
あ 旭川工業高専 01092 J	帯三	01337 E	新	業	01155 A	美	工	美	01188 G
く 旭川工業高専 01091 A	帯三	01376 F	新	業	01335 J	美	工	美	01186 A
と 小牧工業高専 01093 G	帯三	01148 H	新	業	01213 A	美	工	美	01187 J
は 函館工業高専 01094 E	帯三	01228 K	新	業	01168 B	美	工	美	01234 D
公立	帯三	01332 D	新	業	01199 B	美	工	美	01277 H
(高等学校)	帯三	01239 E	新	業	01198 D	美	工	美	01366 J
あ 愛別 01246 H	帯三	01144 E	新	業	01329 D	美	工	美	01205 A
赤平 01208 E	帯三	01269 G	新	業	01157 G	美	工	美	01206 J
旭川 01209 C	帯三	01370 G	新	業	01247 F	美	工	美	01204 B
川 01352 J	帯三	01288 C	新	業	01196 H	美	工	美	01146 A
川 01221 B	帯三	01268 J	新	業	01207 G	美	工	美	01225 E
川 01223 J	帯三	01267 A	新	業	01197 F	美	工	美	01226 C
川 01220 D	帯三	01169 A	新	業	01214 K	美	工	美	01243 C
川 01224 G	帯三	01174 G	新	業	01283 B	美	工	美	01172 A
川 01219 A	帯三	01290 E	新	業	01304 J	美	工	美	01360 K
川 01241 G	帯三	01361 H	新	業	01215 H	美	工	美	01302 B
川 01240 J	帯三	01374 K	新	業	01116 K	美	工	美	01218 B
川 01200 K	帯三	01344 H	新	業	01117 H	美	工	美	01325 A
川 01201 H	帯三	01343 K	新	業	01191 G	美	工	美	01334 A
川 01202 F	帯三	01342 A	新	業	01278 F	美	工	美	01253 A
川 01331 F	帯三	01345 F	新	業	01258 A	美	工	美	01176 C
川 01350 B	帯三	01358 H	新	業	01255 G	美	工	美	01143 G
川 01310 C	帯三	01365 A	新	業	01355 C	美	工	美	01180 A
川 01271 J	帯三	01357 K	新	業	01150 K	美	工	美	01181 K
川 01270 A	帯三	01164 K	新	業	01121 F	美	工	美	01145 C
川 01305 G	帯三	01165 H	新	業	01313 H	美	工	美	01248 D
川 01326 K	帯三	01149 F	新	業	01281 F	美	工	美	01307 C
川 01167 D	帯三	01190 J	新	業	01301 D	美	工	美	01308 A
川 01178 K	帯三	01287 E	新	業	01299 J	美	工	美	01296 D
川 01179 H	帯三	01249 B	新	業	01298 A	美	工	美	01293 K
川 01177 A	帯三	01282 D	新	業	01300 F	美	工	美	01294 H
川 01194 A	帯三	01123 B	新	業	01256 E	美	工	美	01297 B
川 01203 D	帯三	01109 G	新	業	01316 B	美	工	美	01295 F
川 01314 F	帯三	01124 A	新	業	01309 K	美	工	美	01291 C
川 01333 B	帯三	01104 F	新	業	01265 D	美	工	美	01330 H
川 01263 H	帯三	01126 G	新	業	01210 G	美	工	美	01212 C
川 01139 J	帯三	01106 B	新	業	01238 G	美	工	美	01138 A
川 01158 E	帯三	01127 E	新	業	01340 E	美	工	美	01274 C
川 01120 H	帯三	01110 A	新	業	01349 J	美	工	美	01284 A
川 01119 D	帯三	01111 J	新	業	01359 F	美	工	美	01137 B
川 01113 E	帯三	01115 A	新	業	01266 B	美	工	美	01183 F
川 01320 A	帯三	01371 E	新	業	01192 E	美	工	美	01185 B
川 01273 E	帯三	01128 C	新	業	01229 H	美	工	美	01184 D
川 01289 A	帯三	01114 C	新	業	01242 E	美	工	美	01182 H
川 01257 C	帯三	01105 D	新	業	01231 K	美	工	美	01276 K
川 01303 A	帯三	01108 J	新	業	01230 A	美	工	美	01122 D
川 01140 B	帯三	01368 E	新	業	01195 K	美	工	美	01193 C
川 01285 J	帯三	01373 A	新	業	01170 D	美	工	美	01166 F
川 01147 K	帯三	01102 K	新	業	01173 J	美	工	美	01356 A
川 01286 G	帯三	01101 A	新	業	01211 E	美	工	美	01171 B
川 01275 A	帯三	01112 G	新	業	01346 D	美	工	美	01264 F
川 01142 J	帯三	01372 C	新	業	01347 B	美	工	美	01175 E
川 01160 G	帯三	01107 A	新	業	01118 F	美	工	美	01272 G
川 01162 C	帯三	01103 H	新	業	01306 E	美	工	美	01251 D
川 01163 A	帯三	01125 J	新	業	01369 C	美	工	美	01252 B
川 01161 E	帯三	01317 A	新	業	01152 F	美	工	美	01375 H
川 01159 C	帯三	01341 C	新	業	01135 F	美	工	美	01260 C
	帯三	01280 H	新	業	01136 D	美	工	美	01261 A
	帯三	01339 A	新	業	01134 H	美	工	美	01237 J
	帯三	01315 D	新	業	01132 A	美	工	美	
	帯三	01367 G	新	業	01133 K	美	工	美	(特殊学校)
	帯三	01353 G	新	業	01151 H	美	工	美	札幌山の手養護 01457 F
	帯三	01348 A	新	業	01254 J	美	工	美	札幌山の手養護 01456 H
	帯三	01232 H	新	業	01262 K	美	工	美	札幌山の手養護 01453 C
	帯三	01233 F	新	業	01131 C	美	工	美	北海道高等 01451 G
	帯三	01244 A	新	業	01245 K	美	工	美	北海道高等 01454 A

Table listing educational institutions in Hokkaido, Aomori, and Iwate Prefectures. Includes columns for school name, type (e.g., 公立, 私立), and identification number.

Table listing educational institutions in Iwate Prefecture. Includes columns for school name, type, and identification number.

Table listing educational institutions in Miyagi Prefecture. Includes columns for school name, type, and identification number.

Table listing educational institutions in Fukushima Prefecture. Includes columns for school name, type, and identification number.



Table listing educational institutions in Chiba Prefecture (千葉県) and Tokyo (東京都). It includes columns for institution names, addresses, and phone numbers. The table is organized by prefecture and city, with sub-sections for public (公立), private (私立), and special (特殊) schools. It covers various levels of education from elementary to university.

Table listing educational institutions in Tokyo (東京都). It includes columns for institution names, addresses, and phone numbers. The table is organized by city and district, with sub-sections for public (公立), private (私立), and special (特殊) schools. It covers various levels of education from elementary to university.



Table listing educational institutions in Shizuoka Prefecture (静岡県), including names, types (e.g., 国立, 公立), and identification numbers.

Table listing educational institutions in Aichi Prefecture (愛知県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Fukuoka Prefecture (福岡県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Nagano Prefecture (長野県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Gifu Prefecture (岐阜県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Mie Prefecture (三重県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Shizuoka Prefecture (静岡県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Shizuoka Prefecture (静岡県), including names, types, and identification numbers.

Table listing educational institutions in Shizuoka Prefecture (静岡県), including names, types, and identification numbers.





Table listing educational institutions in the region of 和歌山県 (Wakayama Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 鳥取県 (Tottori Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 岡山県 (Okayama Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 広島県 (Hiroshima Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 山口県 (Yamaguchi Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 徳島県 (Tokushima Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 香川県 (Kagawa Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 愛媛県 (Ehime Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in the region of 高知県 (Kochi Prefecture), including special schools, private schools, and public schools, with their respective codes and names.

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in various prefectures, including Tokushima (徳島県) and Kochi (高知県).

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in Tokushima (香川県).

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in Aomori (愛媛県).

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in Kochi (高知県).

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in Fukuoka (福岡県).

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in various prefectures, including Fukuoka (福岡県) and others.

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in various prefectures, including Fukuoka (福岡県) and others.

Table of school codes and names for private (私立) and public (公立) schools in various prefectures, including Fukuoka (福岡県) and others.

Table listing educational institutions in Nagasaki Prefecture (長崎県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Kumamoto Prefecture (熊本県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Oita Prefecture (大分県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Yamaguchi Prefecture (山口県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Yamaguchi Prefecture (山口県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Tokushima Prefecture (徳島県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Kagawa Prefecture (高知県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

Table listing educational institutions in Kochi Prefecture (高知県), including public (公立), private (私立), and special (特殊) schools, with their respective codes and names.

その他の (Other) section listing various institutions and their codes, including inspection and recognition numbers.

※次ページを参照すること。 (Please refer to the next page.)

- 注1. 「検定」とは、大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣が行う大学入学資格検定に合格した者、及び昭和56年3月31日までに合格見込みの者。
- 注2. 「外国」とは、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者、又はこれらに準ずる者で文部大臣の指定したもの。
- 注3. 「指定」とは、文部大臣の指定した者。
- 注4. 「認定」とは、その他大学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。
- 注5. 「在外指定」とは、文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者、及び昭和56年3月31日までに修了見込みの者。

2 受験希望県コード表

受験希望県名	受験希望県コード	受験希望県名	受験希望県コード
北海道石狩支庁地区	01A	静岡県	22A
〃空知支庁地区	01B	愛知県	23A
〃上川・宗谷・留萌支庁地区	01C	三重県	24A
〃後志支庁地区	01D	滋賀県	25A
〃檜山・渡島支庁地区	01E	京都府	26A
〃胆振・日高支庁地区	01F	大阪府	27A
〃十勝支庁地区	01G	兵庫県	28A
〃根室・釧路支庁地区	01H	奈良県	29A
〃網走支庁地区	01J	和歌山県	30A
青森県	02A	鳥取県	31A
岩手県	03A	島根県	32A
宮城県	04A	岡山県	33A
秋田県	05A	広島県	34A
山形県	06A	山口県	35A
福島県	07A	徳島県	36A
茨城県	08A	香川県	37A
栃木県	09A	愛媛県	38A
群馬県	10A	高知県	39A
埼玉県	11A	福岡県	40A
千葉県	12A	(長崎県壱岐郡、対馬支庁の志願者を含む。)	
東京都	13A	佐賀県	41A
神奈川県	14A	長崎県(壱岐郡、対馬支庁を除く全域)	
新潟県	15A	熊本県	43A
富山県	16A	大分県	44A
石川県	17A	宮崎県	45A
福井県	18A	鹿児島県	46A
山梨県	19A	沖縄県那覇地区(注)	
長野県	20A	〃宮古地区(注)	
岐阜県	21A	〃石垣地区(注)	

(注) 沖縄県「那覇地区」は、石川市、糸満市、浦添市、沖縄市、宜野湾市、具志川市、那覇市、名護市、国頭郡、島尻郡、中頭郡を、「宮古地区」は、平良市、宮古郡を、「石垣地区」は石垣市、八重山郡をいう。

3 大学・学部コード表

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード	
北海道大学	文系1	10169	群馬大学	教育学部	12312	
	文系2	10170		医学部	12328	
	文系3	10171		工学部	12338	
	北海道教育大学	理系1	10172	埼玉大学	教養学部	12401
		理系2	10173		教育学部	12412
		理系3	10174		経済学部	12422
		医学進学課程	10128		理学部	12426
		歯学進学課程	10129		工学部	12438
水産		10175	千葉大学		人文学部	12506
札幌分校		10212			教育学部	12512
函館分校		10312		理学部	12526	
旭川分校	10412	医学部		12528		
釧路分校	10512	薬学部		12530		
岩見沢分校	10612	看護学部		12532		
室蘭工業大学	工学部第1部	10738		工学部A	12538	
	工学部第2部	10796		薬工学部B	12596	
小樽商科大学	商学部	10824	園芸学部	12546		
帯広畜産大学	畜産学部	10947	東京大学	文科1類	12669	
旭川医科大学	医学部	11028		文科2類	12670	
				文科3類	12671	
北見工業大学	工学部	11138		文科1類	12672	
				理科2類	12673	
弘前大学	人文学部	11206		理科3類	12674	
	教育学部	11212		東京医科歯科大学	医学部	12728
	理学部	11226			歯学部	12729
	医学部	11228	東京外国語大学	外国語学部	12814	
農学部	11244	教育学部		12912		
岩手大学	人文社会科学部	11305	東京学芸大学	農学部	13044	
	教育学部	11312	東京農工大学	工学部	13038	
	工学部	11338	東京芸術大学	美術学部	13159	
	農学部	11344		音楽学部	13162	
東北大学	文学部	11404	東京工業大学	第1類	13276	
	教育学部	11411		第2類	13277	
	法学部	11419		第3類	13278	
	経済学部	11422		第4類	13279	
	理学部	11426		第5類	13280	
	医学部	11428		第6類	13281	
	歯学部	11429	東京商船大学	商船学部	13354	
	薬学部	11430		東京水産大学	水産学部	13453
	工学部	11438	お茶の水女子大学	文教育学部	13507	
	農学部	11444		家政学部	13526	
宮城教育大学	教育学部	11512	政治学部	13535		
			秋田大学	電気通信学部	13643	
教育学部	11612	一橋大学		法学部	13719	
医学部	11628			社会学部	13715	
鉱山学部	11652		経済学部	13722		
山形大学	人文学部	11706	商学部	13724		
	教育学部	11712	横浜国立大学	教育学部	13812	
	理学部	11726		経済学部	13822	
	医学部	11728		経済学部第1部	13823	
	工学部	11738		経済学部第2部	13893	
農学部	11744	工学部第1部		13838		
福島大学	教育学部	11812	工学部第2部	13896		
	経済学部(昼)	11822	新潟大学	人文学部	13906	
	※経済学部(夜)	11892		教育学部	13912	
茨城大学	人文学部	11906		法学部	13919	
	教育学部	11912		経済学部	13922	
	理学部	11926		理学部	13926	
	工学部	11938		医学部	13928	
図書館情報大学	農学部	11944		歯学部	13929	
	図書館情報学部	12083	工学部	13938		
	筑波大学	第1学群	12163	農学部	13944	
		第2学群	12164	長岡技術科学大学	工学部	14038
		第3学群	12165		上越教育大学	学校教育学部
医学専門学群		12166	宇都宮大学	教育学部		12212
体育専門学群		12167		工学部	12238	
芸術専門学群	12168	農学部		12244		

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
富山大学	人文学部	14206	京都工芸繊維大学	工芸学部	16241
	教育学部	14212		繊維学部	16245
	経済学部	14222	大阪大学	文学部	16304
	理学部	14226		人間科学部	16303
工学部	14238	法学部		16319	
富山医科薬科大学	医学部	14328		経済学部	16322
	薬学部	14330		理学部	16326
金沢大学	文学部	14404		医学部	16328
	教育学部	14412		歯学部	16329
	法学部	14419		薬学部	16330
	経済学部	14422	工学部	16338	
	理学部	14426	基礎工学部	16339	
	理医学部	14428	大阪外国語大学	外国語学部第1部	16414
薬学部	14430	外国語学部第2部		16489	
福井大学	工学部	14512	大阪教育大学	教育学部第1部	16512
	工学部	14538		教育学部第2部	16588
福井医科大学	医学部	14628	神戸大学	文学部	16704
	山梨大学	教育学部		14712	教育学部
工学部		14738		法学部第1課程	16719
山梨医科大学	医学部	14828		法学部第2課程	16790
	信州大学	人文学部		14906	経済学部第1課程
教育学部		14912		経済学部第2課程	16792
経済学部		14922		経営学部第1課程	16723
理学部		14926		経営学部第2課程	16793
医学部		14928	理学部	16726	
工学部		14938	医学部	16728	
農学部		14944	工学部	16738	
繊維学部		14945	農学部	16744	
岐阜大学	教育学部	15012	神戸商船大学	商船学部	16854
	医学部	15028		奈良教育大学	教育学部
	工学部	15038	奈良女子大学		文学部
農学部	15044	理学部		17026	
静岡大学	人文学部	15106	家政学部	17035	
	教育学部	15112	和歌山大学	教育学部	17112
	理学部	15126		経済学部	17122
	工学部	15138	鳥取大学	教育学部	17212
	工学部	15144		医学部	17228
浜松医科大学	医学部	15228		工学部	17238
	文学部	15304		農学部	17244
	教育学部	15311	島根大学	法文学部	17310
	法学部	15319		教育学部	17312
経済学部	15322	理学部		17326	
愛知教育大学	理学部	15326	農学部	17344	
	医学部	15328	島根医科大学	医学部	17428
	工学部	15338		岡山大学	文学部
	農学部	15344	教育学部		17512
	教育学部	15412	法学部第1部		17519
	名古屋工業大学	工学部第1部	15538		法学部第2部
工学部第2部		15596	経済学部第1部		17522
豊橋技術科学大学	工学部	15638	経済学部第2部		17592
	教育学部	15712	理学部		17526
	医学部	15728	医学部		17528
	工学部	15738	歯学部	17529	
三重大学	工学部	15744	薬学部	17530	
	工学部	15744	工学部	17538	
	水産学部	15753	農学部	17544	
滋賀大学	教育学部	15812	広島大学	総合科学部	17602
	経済学部	15822		文学部	17604
滋賀医科大学	医学部	15928		教育学部	17611
	京都大学	文学部		16004	学校教育学部
教育学部		16011		法学部第1部	17619
法学部		16019		法学部第2部	17690
経済学部		16022		経済学部第1部	17622
理学部		16026		経済学部第2部	17692
医学部		16028	理学部	17626	
薬学部		16030	医学部	17628	
工学部		16038	歯学部	17629	
農学部	16044	工学部	17638		
京都教育大学	教育学部	16112	生物生産学部	17682	
	山口大学	人文学部	17706	人文学部	17706
教育学部		17712	教育学部	17712	
経済学部		17722	経済学部	17722	
理学部		17726	理学部	17726	
医学部		17728	医学部	17728	
工学部		17738	工学部	17738	

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
山口大学	農学部	17744		工学部	19638
				農学部	19644
徳島大学	教育学部	17812		水産学部	19653
	医学部	17828	琉球大学	法文学部	19710
	歯学部	17829		教育学部	19712
	歯薬学部	17830		理学部	19726
	歯工学部	17838		医学部	19728
香川大学	教育学部	17912		工学部	19738
	経済学部	17922		農学部	19744
	農学部	17944	札幌医科大学	医学部	30128
香川医科大学	医学部	18028	福島県立医科大学	医学部	30228
愛媛大学	法文学部(昼)	18110	群馬県立女子大学	文学部	30304
	法文学部(夜)	18187	高崎経済大学	経済学部	30422
	教育学部	18112	東京都立大学	人文学部第1部	30506
	理学部	18126		人文学部第2部	30586
	医学部	18128		法学部第1部	30519
	工学部	18138		法学部第2部	30590
	農学部	18144		経済学部第1部	30522
高知大学	人文学部	18206		経済学部第2部	30592
	教育学部	18212		理学部第1部	30526
	理学部	18226		理学部第2部	30595
	農学部	18244		工学部第1部	30538
高知医科大学	医学部	18328		工学部第2部	30596
福岡教育大学	教育学部	18412	横浜市立大学	商学部	30624
九州大学	文学部	18504		文理学部	30609
	教育学部	18511		医学部	30628
	法学部	18519	金沢美術工芸大学	美術工芸学部	30761
	経済学部	18522	都留文科大学	文学部	30804
	理学部	18526	岐阜薬科大学	薬学部	30930
	医学部	18528	静岡女子大学	文学部	31004
	歯学部	18529		家政学部	31035
	歯薬学部	18530	静岡薬科大学	薬学部	31130
	歯工学部	18538	愛知県立大学	文学部	31204
	農学部	18544		外国語学部	31214
九州芸術工科大学	芸術工学部	18642		外国語学部第2部	31289
九州工業大学	工学部第1部	18738	愛知県立芸術大学	美術学部	31359
	工学部第2部	18796		音楽学部	31362
佐賀大学	教育学部	18812	名古屋市立大学	医学部	31428
	経済学部	18822		薬学部	31430
	理工学部	18827		経済学部	31422
	農学部	18844	京都市立芸術大学	美術学部	31559
佐賀医科大学	医学部	18928		音楽学部	31562
長崎大学	教育学部	19012	京都府立大学	文学部	31604
	経済学部	19022		生活科学部	31637
	医学部	19028		農学部	31644
	歯学部	19029	京都府立医科大学	医学部	31728
	歯薬学部	19030	大阪女子大学	学芸学部	31813
	歯工学部	19038	大阪市立大学	商学部第1部	31924
	水産学部	19053		商学部第2部	31994
熊本大学	文学部	19104		経済学部第1部	31922
	教育学部	19112		経済学部第2部	31992
	法学部	19119		法学部第1部	31919
	理学部	19126		法学部第2部	31990
	医学部	19128		文学部第1部	31904
	歯学部	19130		文学部第2部	31985
	歯工学部	19138		理学部	31926
大分大学	教育学部	19212		工学部	31938
	経済学部	19222		医学部	31928
	工学部	19238		生活科学部	31937
大分医科大学	医学部	19328	大阪府立大学	工学部	32038
宮崎大学	教育学部	19412		農学部	32044
	工学部	19438		経済学部	32022
	農学部	19444		総合科学部	32002
宮崎医科大学	医学部	19528	神戸市外国語大学	外国語学部第1部	32114
鹿児島大学	法文学部	19610		外国語学部第2部	32189
	教育学部	19612			
	理学部	19626			
	医学部	19628			
	歯学部	19629			

大学名	学部名	大学・学部コード	大学名	学部名	大学・学部コード
神戸商科大学	商経学部	32225	北九州大学	外国語学部第1部	33014
				外国語学部第2部	33089
姫路工業大学	工学部	32338		商学部	33024
奈良県立医科大学	医学部	32428		文学部	33004
				法学部	33019
和歌山県立医科大学	医学部	32528	九州歯科大学	歯学部	33129
広島女子大学	文学部	32604	福岡女子大学	文学部	33204
	家政学部	32635		家政学部	33235
下関市立大学	経済学部	32722	長崎県立国際経済大学	経済学部	33322
山口女子大学	文学部	32804	熊本女子大学	文学部	33404
	家政学部	32835		生活科学部	33437
高知女子大学	家政学部	32935			
	文学部	32904			

\*印は主として夜間に授業を行うコース

[注] 記入に当たっては、「志願票作成上の注意」(23～29ページ)を参照してこの志願票控に記入し、記入事項に誤りがないことを点検した後に提出用の「志願票」に記入すること。

### 昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

## 志願票控

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)							③ 整理番号 (高等学校単位に一連番号を記入)					④ 身体障害者 受験措置 1 希望														
2							8	9	10	11	12	8	9	10	11	12										
② 漢字等記入													④ 性別		⑤ 国籍		⑥ 生年月日									
氏名																	昭和S、大正T、明治M									
③ カタカナ記入 (姓と名の間は、1コマをあげ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)													1 2 1		年号 年 月 日											
													男女外		S T M											
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
⑦ 郵便番号																										
⑧ 漢字等記入													都道府県													
⑨ カタカナ・数字等記入													都道府県名		(1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)											
													郡・市・区・町村													
													町・丁目・番地													
													団地・棟・号等													
⑩ 連絡先 (電話)																										
出願資格																										
高等学校卒業生 (卒業見込み者を含む)													⑮ 高等学校卒業生以外													
⑪ 課程		⑫ 学科				⑬ 卒業見込・卒業の別			1 外国の学校等		2 在外教育施設		3 文指定する者の者		4 大資格入検学定		5 その他									
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 農学科	3 工業科	4 商業科	5 理数科	6 1以外の学科	1 卒業見込	2 卒業	⑭ 卒業年															
150			151						152	153	154	155														
⑯ 選択届出科目			⑰ 受験希望県		⑱ 志望大学・学部等																					
			⑲ 受験希望県コード表により記入		⑳ 第1志望		㉑ 第2志望																			
⑲ 1 数学一般			⑲ 1 基礎理科		⑲ 1 英語 A		大学・学部コード		大学・学部コード																	
156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171											
⑳ (フリガナ) 出身学校名			国立		都道府県				私立		高等学校 学校															

### 昭和56年度大学入学者選抜共通第1次学力試験

## 志願票

[提出用]

① 高等学校等コード (「高等学校等コード表」により記入)							③ 整理番号 (高等学校単位に一連番号を記入)					④ 身体障害者 受験措置 1 希望														
2							8	9	10	11	12	8	9	10	11	12										
② 漢字等記入													④ 性別		⑤ 国籍		⑥ 生年月日									
氏名																	昭和S、大正T、明治M									
③ カタカナ記入 (姓と名の間は、1コマをあげ、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)													1 2 1		年号 年 月 日											
													男女外		S T M											
13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
⑦ 郵便番号																										
⑧ 漢字等記入													都道府県													
⑨ カタカナ・数字等記入													都道府県名		(1コマに1字ずつ記入し、濁点及び半濁点は1コマとして使用する。)											
													郡・市・区・町村													
													町・丁目・番地													
													団地・棟・号等													
⑩ 連絡先 (電話)																										
出願資格																										
高等学校卒業生 (卒業見込み者を含む)													⑮ 高等学校卒業生以外													
⑪ 課程		⑫ 学科				⑬ 卒業見込・卒業の別			1 外国の学校等		2 在外教育施設		3 文指定する者の者		4 大資格入検学定		5 その他									
1 全日制	2 定時制	3 通信制	1 普通科	2 農学科	3 工業科	4 商業科	5 理数科	6 1以外の学科	1 卒業見込	2 卒業	⑭ 卒業年															
150			151						152	153	154	155														
⑯ 選択届出科目			⑰ 受験希望県		⑱ 志望大学・学部等																					
			⑲ 受験希望県コード表により記入		⑳ 第1志望		㉑ 第2志望																			
⑲ 1 数学一般			⑲ 1 基礎理科		⑲ 1 英語 A		大学・学部コード		大学・学部コード																	
156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171											
⑳ (フリガナ) 出身学校名			国立		都道府県				私立		高等学校 学校															

[注] 記入に当たっては「志願票作成上の注意」(23～29ページ)を参照のこと。

(キリトリ線)

折らずに封筒に入れること。

※ 検定料「納付書・領収証書」のほり付け欄

納付書・領収証書(領収印のあるもの)の裏へ「のり」をつけて、ここにはかれないようにはり付けてください。